



国家戦略特区WGヒアリング提出資料

平成27年6月15日
厚生労働省健康局

外国人滞在施設事業に関する要望について

- 1 ごみ出し、近隣騒音など近隣トラブル防止措置を、政令第3条が定める事業の要件である「外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること」の具体的措置として省令第3条(申請書の記載事項)に位置づけ(義務付け)、これを怠れば、政令違反で取り消すことが可能という解釈が国において可能であり、かつ、その旨を明らかにしていただきたい(関係地方自治体)。
- 2 保健所を設置していない自治体の区域内において外国人滞在施設経営事業を実施できるよう、特区法を改正し、当該自治体への条例制定権限の付与が必要(関係地方自治体)。

各要望についての厚生労働省の考え方

1. 施設内の居住者との紛争防止や苦情対応のために必要な措置について

- 近隣トラブル防止や苦情対応に関する旅館業法上の規定は存在せず。
- 旅館業法の特例である本制度の政令において、旅館業法上、規定が存在しない規制措置を設けることはバランス上、困難。
- また、マンション等の居住施設においても、近隣トラブル防止等に関し、法令上の規制はかけられていないこととのバランスの面からも困難。
- 他方、本事業の特性を踏まえ、地方の実情に応じて、各自治体において、条例や要綱等により、こうした措置を講ずることを求めることを規定することは可能であり、望ましい対応であると考えている。

【対応案】

- ①施設内の居住者との紛争防止や苦情対応のために必要な措置について、自治体の条例等により規定し得ることを各自治体に通知する。

- また、近隣トラブル防止・苦情対応措置は、省令第3条(申請書の記載事項)第6号の「提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制」に含まれ得ると解されるところ、これらについては各自治体が条例や要綱等を定めることにより、申請書に記載させることも可能。
- 認定の取消しは、政令第3条(認定要件)に抵触する場合には限られるが、ごみ出しルールの周知等滞在不必要な役務の提供が適切になされていない場合や苦情対応が適切になされない場合に、申請書の記載内容に違背するものとして、虚偽の申請とみなし得るとともに、そのことにより外国人旅客の平穏な滞在不支障が生じるに至った場合には、政令第3条第5号の「外国人旅客の滞在不必要な役務を提供すること」という要件に該当しなくなったとして、取り消し得る場合もあるものと思料。

【対応案】

- ② 上記のような状況により、外国人旅客の平穏な滞在不支障が生じるに至った場合には、政令第3条第5号の「外国人旅客の滞在不必要な役務を提供すること」という要件に該当しなくなったとして、取り消し得る場合もあるものと考えられる旨を各自治体に通知する。

2. 特区法改正による保健所設置自治体以外の自治体への条例制定権限の付与について

- 条例制定権限のみを保健所設置自治体以外の自治体に委任することは、条例制定権限自体が市町村への委任が可能な通常の行政機関の権限と異なることから、地方自治法第252条の17の2に基づき、施設の使用期間に係る条例制定の権限を保健所設置自治体以外の自治体に付与することは法制的に困難(出典:「新版 逐条地方自治法〈第7次改訂版〉」)。
- また、特区法上の事業の認定・監督権限は、本事業が旅館業法の特例である以上、衛生的観点から一定の知見を有する保健所設置自治体が行行使する必要があり(例えば認定取消しが生じた場合には、直ちに旅館業法を適用する必要があり、事業の認定・監督権限と旅館業法の権限の行使者が異なることは不適當)、それ以外の自治体に付与することも困難。
- そもそも旅館業法上、監督権限を保健所設置自治体に限定しているのも、それ以外の自治体には、衛生的観点から監督を行うことができる体制が法的に担保されていないためであり、特定の区域に限定したとしてもこれを保健所設置自治体以外の自治体に拡大することは不適當。